

掛川市規則第8号

掛川市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成24年3月30日

掛川市長

(別紙)

掛川市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

掛川市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成17年掛川市規則第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1行政職給料表の項中「部長」の次に「、危機管理監」を加える。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。